

# アジア太平洋研究科博士後期課程（GSAD）学位授与に関する諸手続き （2022年3月改訂）

## 目次

1. 博士学位.....	1
2. 博士学位論文委員会.....	1
3. 指導について.....	2
4. 博士学位候補生資格取得の為の履修と申請.....	3
5. 博士学位の授与申請.....	3
6. 博士論文.....	3
7. 博士学位の授与申請（博士論文の提出）.....	4
8. 審査期間.....	4
9. 博士論文審査委員会.....	4
10. 博士論文審査.....	6
11. 修正プロセス.....	7
12. 博士学位研究発表.....	8
13. 研究上の不正行為.....	8
14. 不服申し立て手続.....	8
15. 博士学位の授与.....	9
16. 学位の取り消し.....	9
17. 博士論文の保存と国立国会図書館オンラインデータベースへの登録（修了後の博士論文の扱い）.....	9

## 1. 博士学位

博士学位は、博士学位候補生が、自ら選択した課題について独自の研究を行い、学術プログラムを修了したことを証明する学位であり、アジア太平洋研究科（以下、GSA という）博士後期課程を修了したものに授与される。

博士学位の主要な条件は以下の通りである。

- 独自のアイデアに基づいた調査または検証により、一連の知識に対し顕著な貢献をしたもので、出版に値するもの。
- 研究能力（研究手法および成果発表）を有すること。
- 先行研究を含む関連分野の既往の知識に精通し、周辺分野との関連性を十分に理解していること。

## 2. 博士学位論文委員会

博士学位論文委員会は博士学位の授与に関する手続きを行うため、GSA に設置される。

### 2-1 委員の選考と任期

博士学位論文委員会は1名の委員長と2名の委員からなり、研究科長の推薦を受け、研究科委員会で承認される。任期は1年とし、再任することができる。研究科長は委員となることができない。

### 2-2 博士学位論文委員会の責務

博士学位論文委員会は以下の責を負う。

- a) 審査の過程における公平性と厳密性を確保する。
- b) 博士学位候補生資格取得の為の申請を審査し、申請の受理／承認を決定する。
- c) 提出された博士論文を審査し、受理の可否を判断する。
- d) 博士学位の申請を受理した場合、審査委員会を設置する。
- e) 審査委員会の審査結果および評価報告書を確認し、審査結果を決定する。
- f) 審査委員会の審査結果および評価報告書、ならびに審査基準を確認し、再審査結果を決定する。
- g) 軽微な修正の場合、勧告した変更がなされているかどうかを確認する。
- h) 口頭試問後の、審査委員会による審査結果および評価報告書を確認し、最終審査結果を決定する。
- i) 剽窃またはその他の研究不正の有無を判断し、その結論を研究科長に報告する。

## 3. 指導について

博士後期課程の学生は、博士後期課程研究指導資格を持つGSA教員の指導を受けなければならない。指導において指導教員は、学生が博士後期課程在籍中に、自身の研究課題の発見、研究に関するアイデアの形成および構築をサポートし、博士論文執筆の指針を示す。学生と指導教員は協力的かつ対等な環境を維持するため協働するものとする。

### 3-1.指導教員の選択

学生は、博士後期課程修了まで研究活動の指導を受けるため、博士後期課程研究指導資格を持つGSA教員から1名を選択する。

### 3-2.学生の責任

学生は、自ら研究をまとめ、主体的に取り組む能力と熱意が求められる。学生は自らの論文に責任を負う。

学生は、定期的に指導教員と面談し、研究および学業の進捗状況について話し合い、研究に関するフィードバック、意見、批評的評価を受ける必要がある。また、一定期間ごとに論文を提出し、指導教員と議論することに加え、指導教員と合意したすべての締め切りを守る必要がある。学生は、自らの研究が研究倫理および研究を行う上での規則に沿って行われているか指導教員に確認しなければならない。博士論文の内容および構成について、審査に付す前に指導教員の承認を得なければならない。

### 3-3.指導教員の責任

指導教員は、博士論文の執筆を促すために、学生を支援し、指導し、適宜フィードバックを行う。指導教員は、学生が学内外の他の専門家に助言を求めることを奨励し、研究を行う上で必要

な倫理や規則を遵守させ、博士論文が定められた基準に沿って執筆されていることを確認する。指導教員は、毎年、学生の進捗状況を確認し、進捗状況と課程修了の見込みを学生に伝える必要がある。

指導教員は、学生の博士論文審査、口頭試問の準備を助け、博士論文審査に適切な審査員を推薦する。指導教員は、審査委員会の委員となり、口頭試問の議長を務めるものとする。

#### **4. 博士学位候補生資格取得の為の履修と申請**

博士学位候補生資格取得（リサーチ・ペーパー2点の提出を含む。そのうち1点は、学位論文研究の梗概と研究方法を述べたもの）のため、当該大学院生は、原則として、博士学位候補生資格取得予定日の3ヶ月前（修了予定の9ヶ月前）までに、博士学位論文委員会に博士学位候補生資格の申請をしなければならない。

#### **5. 博士学位の授与申請**

**5-1.** すべての博士学位候補生は、指定の申請書に、所定の審査料を添えて、博士学位授与申請を行い、申請より3ヶ月以内に博士学位請求論文を3部提出しなければならない。論文審査、評価に適切である場合には、上記の他に、電子メディアによるコピーの提出が求められることがある。

**5-2.** 博士学位請求論文は、原則として、修了予定日の6ヶ月前までに提出しなければならない。学位は年2回の学位授与式（春もしくは秋）に授与される。

**5-3.** 博士学位論文委員会は、博士学位請求論文の形式等要件について審査し、受理の判断を行う。受理の可否は、申請者である博士学位候補生に通知される。

#### **6. 博士論文**

博士論文は、GSA 博士後期課程在籍中の研究成果の最終成果物であり、課程修了と博士学位取得のために必要なものである。

##### **6-1 博士論文の構成**

原則として、博士論文には以下の内容を含めるものとする。

1.表紙（論文のタイトル、候補生氏名、完成日）、2.宣誓（論文が当該候補生の作品であり、オリジナルまたは適切に参照した資料のみであることの誓約）、3. 謝辞（サポートや指導を受けた対象に対して）4.使用略語一覧、5.図/表一覧、6.目次（各章および節、項を記載）、7.要旨（500-700語のまとめ）、8.序論（背景情報、研究領域と焦点、研究課題と目的、研究の価値・意義・独自の貢献等）、9.文献レビュー、10.研究方法（倫理的配慮、分析の枠組み、限界と潜在的問題等）、11.研究成果および議論 12. 結論、13. 参考文献、14. 添付資料（本文以外の補助的資料）

##### **6-2.言語**

博士論文の言語は英語を原則とし、英語の要約をつける。

##### **6-3.長さ**

博士論文は学生独自の研究成果であり、その長さは通常60,000~80,000語とする。ただし、研究課題や公表形式によって長さは異なることがある。

## 7. 博士学位の授与申請（博士論文の提出）

### 7-1.申請期間

すべての候補生は、希望する課程修了日の少なくとも6ヶ月前に博士学位の授与申請をしなければならない。夏期・冬期休暇中の申請については、審査に最長3ヶ月を要する場合がある。

### 7-2.申請要件

博士学位の授与申請を希望する候補生は、以下の要件をすべて満たさなければならない。

- a) 博士後期課程に在籍すること（休学中の者は申請することができない）。
- b) 論文の要旨を含む完成した論文のソフトコピーおよび所定の申請書を提出すること。

### 7-3.申請の審査

博士学位論文委員会は、申請書を審査し、論文審査に付すか否かを決定する。博士学位論文委員会による審査結果は、申請日から2週間以内に候補生へ通知される。ただし、夏期・冬期休暇中に提出された申請書については、審査に3ヶ月程度を要することがある。

### 7-4.承認の基準

博士学位論文委員会は、博士論文の形式が6-1に示した構成に則っているかどうかを審査する。

### 7-5.申請書審査後の手続

承認された博士論文は、博士論文審査委員会に回付され、審査が行われる。

## 8. 審査期間

### 8-1.審査期間

学位論文の審査は、審査承認日から4ヶ月から12ヶ月の期間で行う。軽微な修正の場合は通常4ヶ月、大幅な修正の場合は4ヶ月、大幅な修正の場合は4ヶ月から12ヶ月で審査を行う。候補生は審査期間中、博士後期課程に在籍していなければならない。

ただし、特段の理由があるときは、博士学位論文委員会および研究科委員会の承認により、審査を延長することができる。

### 8-2.審査日程

審査日程は、審査承認後に各学位論文ごとに設定される。

## 9. 博士論文審査委員会

### 9-1.審査委員会の構成

審査委員会は、博士の学位授与の申請が承認された時点で、博士学位論文委員会によって構成される。審査委員会は、指導教員、学内審査員1名、外部審査員1名で構成される。

博士学位論文委員会が必要と認める場合は、審査員を追加することができる。

### 9-2.審査員選任の資格基準

#### 9-2-1.学内審査員

学内審査員は、APU大学院のいずれかの研究科に所属し、通常、博士後期課程研究指導資格(DO合)を有していることが必要である。ただし、論文の内容から必要と判断される場合は、

これに該当しない教員を指名することがある。この場合、博士学位論文委員会は、推薦された教員の履歴書や研究業績などを確認し、適宜、審査員選出の妥当性を判断するものとする。

#### **9-2-2.外部審査員**

外部審査員は、学位論文の研究分野において能力を有していなければならない。本学の教員以外で、博士学位またはそれに相当する学位を有し、博士論文の審査に顕著な経験を有するか、関連分野において顕著な出版・実務経験を有する者でなければならない。博士学位論文委員会は、審査員候補者の履歴書および審査員に適任であると思われる理由の裏付けを検討し、それに基づいて審査員選出の妥当性を決定する。

本学の教員であった者は、少なくとも4年の期間が経過するまでは、外部審査員となることができない。また、本学の名誉教授も外部審査員となることができない。

#### **9-3.審査員の任命**

候補生の指導教員は、適切な専門知識と経験を有する審査員を推薦するものとする。博士学位論文委員会は、その推薦を検討し、学位論文の審査員を任命する。

審査員の任命は、例外的な状況が発生しない限り、再審査および口頭試問を含む審査期間中継続されるものとする。

#### **9-4.審査委員会の役割**

審査委員会は、学位論文に記載された候補生の研究活動の情報、主張、結果、および（適切な場合）口頭試問が、学位に関連する学術的基準を満たすことを確認する必要がある。

審査員は、学位論文の分野の専門家でなければならないが、必ずしも各テーマのすべての部分について専門性を有する必要はない。候補生が提出する論文のあらゆる側面をカバーでき、GSAの審査手続きに精通した一つの審査員チームを選任することを目標とする。

指導教員は、審査プロセスの調整、研究成果に関する必要なオリエンテーション、口頭試問の議長を務める。

学内審査員は、候補生の研究成果や知識が、GSAの学生として通常期待される水準、および本学の学位授与基準に合致しているかどうかの視点を持たなければならない。

外部審査員は、候補生の研究業績と知識が、他の教育機関で同分野の学位審査を受ける学生の水準と同等であるかどうかの視点を持つことが求められる。

#### **9-5.審査委員会の責務**

審査委員会の責務は以下の通りである。

- a) 提出された学位論文を審査する。
- b) 学位論文が許容できる品質であり、審査基準を満たすことを確認する。
- c) 審査結果に対する個別勧告、および審査に対する第三者評価報告書を提出する。
- d) 修正された学位論文を審査する（必要な場合）。
- e) 修正された学位論文の再審査結果に対する個人勧告書および再審査に対する第三者評価報告書を提出する。
- f) 口頭試問に出席し、学位論文の発表について候補生にフィードバックを行い、最終審査結果について個別の提言を行う。
- g) 秘密情報、個人情報、著作権、特許等に関して問題がないことを審査過程で確認し、博士

学位論文委員会に個別に報告する。

#### **9-6. 審査員の変更**

原則として、審査委員会の委員の任命は再審査および口頭試問を含む審査期間とする。ただし、例外的な状況（審査員が退職した場合、審査員が試験への参加を希望しなくなった場合、審査員が再審査を行わないことを選択した場合等）が生じた場合には、博士学位論文委員会が新たな審査員を任命するものとする。この場合、残りの審査員の決定が有効となる。

審査員全員が修正された論文の再審査を行わないことを選択した場合、博士学位論文委員会は新たな審査員を任命し、再審査を実施する。

### **10. 博士論文審査**

（審査体制）

**10-1.** 学位授与の申請受理後1年以内に、博士論文の審査及び試験を終了しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、博士学位論文委員会および研究科委員会の議を経て、その期間を延長することができる。

**10-2.** 申請書が受理されてから、審査委員会が組織される。審査委員会は、原則として、主指導教員、本学教員1名、外部からの審査員1名で構成される。

**10-2-1.** 前項の主指導教員以外の「本学教員1名」の審査員は、原則として、博士後期課程研究指導資格（D〇合）保持者とするが、論文の内容に応じ必要と認める場合は、本学教員（博士後期課程研究指導補助資格（D合）保持者、准教授等）とすることができる。その場合、博士学位論文委員会は、事前に、履歴書および研究業績書により、当該教員の審査資格について判定を行うこととする。

**10-2-2.** 博士学位論文委員会が必要と認める場合は、審査員を追加することができる。

**10-2-3.** 博士学位論文委員会の協議を経て、審査員を任命する。

（審査基準）

**10-3.** 博士論文は、博士学位のレベルにおいて、当該の研究分野における他の研究と同等またはそれ以上の質を有するものでなければならない。よって、博士論文は以下に示す審査基準に基づいて評価されるものとする。

#### **10-3-1. 独創性**

研究分野、実務あるいは社会に対し、独創的かつ重要な知見を提供するものであること。

#### **10-3-2. 研究課題**

研究上の問いが適切に立てられており、既存の理論的枠組みと学術文献に裏付けられたものであること。

#### **10-3-3. 文献レビュー**

関連分野における既存の学術的成果を幅広く参照・引用しながら深く考察し、論文の独創性と重要性を立証できるものであること。

#### **10-3-4. 方法**

研究結果を裏付けられる適切な理論や手法を用いていること。

#### **10-3-5. 論文の構成**

読者にとって明瞭かつ論理的に情報を伝達できる構成であること。

### 10-3-6. 分析

研究発見や結論が十分なデータや根拠を用いて導かれていること。

### 10-3-7. 意義

学術、実務ならびに社会に対しての意義を有すること。

### 10-3-8. ライティング

文章に不必要な重複がなく、明快かつ簡潔であり、確かな証拠と具体的な主張を伴う議論が展開されていること。また、学術論文としてふさわしい書式規範に従い、剽窃の疑いのないこと。

### 10-3-9. 研究発表

少なくとも論文の一部が当該分野において定評のある学術誌に刊行されている、または刊行される可能性があること。

(審査手順)

**10-4.** 各審査員は、個別に審査結果を下記の様式に従い博士学位論文委員会に対して行う。

合格

一部修正のうえ、合格

一部再執筆のうえ、合格

不合格

**10-5.** 各審査員の審査結果は、博士学位候補生に通知される。

**10-6.** 審査結果が「合格」または「一部修正のうえ、合格」の場合、審査委員会は、博士学位請求論文の内容及び関連する分野の知識について口頭試問を行う。

**10-7.** 各審査員の指摘する修正点が異なるなど、各審査員の審査結果に相違のある場合は、博士学位論文委員会が判断を行い、その意見が審査員に通知される。

**10-8.** 博士学位論文委員会によって修正・再執筆が必要とされた場合、指導教員がその作業を指導するのが通常であるが、研究科長あるいは博士学位論文委員会委員長が必要と認める場合、その他の教員に修正・再執筆作業指導の補助を依頼することもある。

**10-9.** 判定が「一部再執筆のうえ、合格」の場合、同じ審査員による再審査を行う。「一部修正のうえ、合格」の場合、博士学位論文委員会が修正箇所が正しく修正されているか審査をする。

**10-10.** ある審査員が再審査を行わないとする場合、その他の審査員の審査結果により判定される。全ての審査員が再審査を行わないとする場合は、博士学位論文委員会により新しい審査員が任命される。

**10-11.** 一部修正または再執筆後の再審査の結果に基づき、博士学位論文委員会は最終判定を行う。

**10-12.** 「不合格」の場合の通知等管理は、博士学位論文委員会および研究科長の責任で行う。

## 11. 修正プロセス

### 11-1. 修正作業の指導

博士学位論文委員会によって修正が必要とされた場合、指導教員がその作業を指導するのが通常であるが、研究科長または博士学位論文委員会委員長が必要と認める場合、その他の教員に修正作業の指導補助を依頼することもある。

### 11-2.軽微な修正

軽微な修正の場合、候補生は提出前に指導教員の承認を得て、審査員が確認を容易に行えるように、論文に加えた変更の詳細な一覧を提出する必要がある。博士学位論文委員会は、論文を審査し、指示した修正が行われたことを確認する。その結果は口頭試問の前に審査委員会へ共有される。

### 11-3.大幅な修正

大幅な修正の場合、修正された論文は再審査の対象となり、候補生が再提出した後、最初の審査員が論文を再審査する。候補生は、論文提出前に指導教員の承認を得るとともに、再審査の際に審査員の助けとなるよう、修正内容の詳細な一覧を提出する必要がある。修正後においても、学位授与に必要な基準に到達していないと判断される場合もある。

### 11-4.修正後の論文の再提出

修正後の論文は、博士学位論文委員会の指示に従って提出する。

## 12. 博士学位研究発表

博士後期課程を修了した学生は、APUで行った研究の成果を博士学位研究発表会で発表しなければならない。この発表会には、学生、教員、友人、家族など誰でも参加することができる。

## 13. 研究上の不正行為

APU大学院では、博士後期課程の学生は、研究において最高水準の学術的誠実さを求められる。他者の著作物をコピー、翻訳、類似表現での言い換えは盗作であり、試験での不正行為と同等の重大な犯罪とみなされる。また、データの捏造や改ざん、適切な許可なしに他人のアイデアを使用することも、倫理に反する研究行為の一例である。

剽窃、データの捏造、改ざんが行われた論文は、不合格となり、候補生は退学処分を受ける可能性がある。

剽窃、捏造、改ざん、またはその他の研究不正行為が疑われる場合、博士学位論文委員会は、その疑惑や申し立てに根拠があるかどうかを判断する。当該事例は研究科長ならびにGSA研究科委員会へ報告され、根拠があることが確認された場合は、「立命館アジア太平洋大学研究活動不正行為防止規程」に基づいて取り扱われる。

## 14. 不服申立手続き

論文審査で不合格となった候補生は、審査委員会の委員のうち少なくとも1名の審査結果が「合格」または「軽微な修正」である場合、その結果を不服として申し立てることができる。

### 14-1.不服申立書の提出

不服申し立てを希望する候補生は、結果の通知を受けた日から14日以内に、研究科長宛ての不服申立書をアカデミックオフィスへ提出しなければならない。申立書には、候補生の異議申し立てを裏付ける明確かつ正確な論拠を示さなければならない。

### 14-2.不服申立調査の実施判断

研究科長は、不服申し立ての調査を行うかどうかを決定し、その決定を示す詳細な報告書を提



出する必要がある。不服申立調査は、不服申立書が審査結果を覆すに足る合理的な証拠である場合に実施される。

### **14-3.不服審査委員会**

#### **14-3-1.不服審査委員会**

不服申立審査の実施が決定した場合、不服審査委員会を設置する。不服審査委員会は、以下の通り研究科長が任命する3名の委員で構成される。

- a) 博士学位論文委員会委員長
- b) 研究科長
- c) 候補生の博士論文の分野で専門性を認められた人物で、指導教員または審査員を務めたことがない者が望ましい。この3番目の委員は他の教員および学生に自身の個人情報を開示するかどうか選択ができる。

博士学位論文委員会委員長が候補生の指導教員である場合は、別の論文委員が任命されるものとし、研究科長が候補生の指導教員である場合は、代わりに第三者が本委員会の委員として任命されるものとする。

#### **14-3-2.不服審査委員会の役割**

不服審査委員会は、不服申し立ての調査方法を決定し、必要と判断された場合は、不服申立の理由を立証するために、候補生へ書面または口頭でさらなる証拠の提示を求めることができる。不服審査委員会は、調査の際に不服申し立てに関連するすべての文書を慎重に調査する。

#### **14-3-3.調査結果**

不服審査委員会は、不服申し立ての最終結果を以下の通り決定し、その決定の根拠を説明する評価報告書を提出する。

- a) 申し立てを棄却する。この場合、候補生に最初に通知された結果は変更されない。
- b) 申し立てを受理する。この場合、論文は博士学位論文委員会に戻され、博士学位論文委員会が決定する審査委員会による新たな審査が行われる。

#### **14-4.不服申立の最終決定および候補生への通知**

不服審査委員会の決定は、博士学位論文委員会に報告される。

不服審査委員会の決定は、適切なフィードバックとともに GSA 研究科長から候補生に通知され、その後の手続の詳細が説明される。

## **15. 博士学位の授与**

博士学位の授与は、立命館アジア太平洋大学学位規程第15条の定めにより、GSA 研究科委員会及び学位委員会の議を経て、学長が決定する。

## **16. 学位の取り消し**

学位を授与された者が不正行為により学位を取得したことが確認された場合、または大学の名誉を傷つける行為があった場合、GSA 研究科委員会および学位委員会の議を経て、学長は学位を取り消すことができる。

## **17. 博士論文の保存と国立国会図書館データベースへの登録（修了後の博士論文**

## の扱い)

### 17-1.博士論文の保存

審査に合格した論文および要旨のソフトコピーは、博士後期課程修了日までに提出しなければならない。学位論文の全文は、APU ライブラリーで永久保存される。

### 17-2.博士論文の国立国会図書館オンラインデータベース登録（オンラインでの公開）

博士学位の授与後 3 ヶ月以内に、博士論文の内容をまとめた要旨及び審査結果の概要をインターネットで公表する。

審査に合格した博士論文は、博士学位の授与から 1 年以内に、国立国会図書館のオンラインデータベースに登録されなければならない。登録は、本学所定のオンラインリポジトリに論文の全文をアップロードすることで行われる。

### 17-3.博士論文の国立国会図書館オンラインデータベース登録の免除

次の各号に定める事由により、博士学位の授与日から 1 年を超えて論文がインターネットの利用による公表ができない場合には、博士学位論文委員会および GSA 研究科委員会の承認を受けて、博士学位授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公開することができる。なお、次の各号に定める事由に該当しなくなった場合には、博士論文の全文をインターネットで公表するものとする。

a) 博士論文が著作権および個人情報保護の観点から、博士学位授与日から 1 年を超えてインターネットの利用により公表することができない場合。

b) 博士学位の授与日より 1 年を超えて博士学位候補生が、論文の全文またはその一部の出版を予定しており、インターネットの利用による公表が学術雑誌の複数公表禁止規程に抵触する可能性がある場合、および特許申請中のため論文の公表により博士学位候補生にとって明らかな不利益が将来的に生じる場合。

この申請が承認された場合、学位授与日から最長 5 年間の全文公開を免除することができる。その後は、インターネットの利用による公開によって問題となる他の事由がない限り、論文は自動的に公表される。

c) 博士学位候補生が、論文の全文または一部を、出版または投稿しており、インターネット公表が多重公表などの学術誌の公表規程に違反する場合や、特許の関係により、論文の公表によって博士学位候補生に明らかな不利益が博士学位の授与日より 1 年を超えて生じる場合。

d) 博士論文が、立体形状による表現を含む等の事由により、インターネットの利用による公表が不可能である場合。

### 17-4.博士学位候補生による申告

17-2 および 17-3 の定めに基づき、博士学位の授与を申請する者は、博士学位論文委員会に対し、著作権、特許、秘密情報、個人情報等について、論文の公表に支障がないことを所定の書式で報告しなければならない。指導教員（または学位申請者の指導に携わる他の教員）は、確認作業を指導し、支援する。

### 17-5.審査員による確認

審査員は、博士論文の全文をインターネットで公表することが適切かどうかを確認し、文書で報告する。博士学位論文委員会は、候補生ならびに審査員から提出された博士論文のインターネ

ット公表に関する書類を審議し、個別の論文についての手順を決定する。その決定は GSA 研究科委員会に諮られ、承認をされる。